

人材紹介に関する基本契約書

_____（以下、甲という）と、グランソールジャパン株式会社（以下、乙という）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

（適格紹介）

第2条 甲及び乙は、甲の求める人材について、採用の目的、人材に求める能力、技術及び資格等の要件（以下、職務要件という）について協議し、適格紹介に努めるものとする。

（労働条件の明示）

第3条 甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する求人に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む）を、乙に書面により明示し、求人の申し込みをする。ただし、乙が希望する場合には、これを電子メールにより明示することができる。

（求人申し込み後の労働条件の変更等）

第4条 甲が、乙に対して前条により明示した労働条件の内容を、甲による面接実施前に変更、特定、削除、追加（以下、変更等という）することとなった場合は、速やかに書面の交付又は、電子メール等（以下、書面の交付等という）により乙に通知するものとする。

② 前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、甲が乙による紹介を受けた人材（以下、丙という）と面接等の接触をした場合は、甲は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により直接、丙に明示するものとする。

③ 前項の場合、甲は、乙に対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。

（甲における記録の保管）

第5条 甲は、第3条及び第4条により明示した従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を当該職業紹介が終了するまで保管するものとする。

(人材の紹介)

第 6 条 乙は、第 2 条による職務要件及び第 3 条に定める労働条件に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に対し、労働条件を書面により明示し、相談支援を実施したうえで甲に紹介する。ただし当該人材が希望する場合は、労働条件を電子メールにより明示することができる。

(オーナーシップ)

第 7 条 乙が選考・選抜した人材を、紹介の行為があった時から 1 年以内に、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

(選考・採用)

第 8 条 甲は、乙が前条により紹介した人事について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した労働条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は、甲に対して選考・採用が円滑に行われるように必要な助言、支援を行う。

(労働条件通知書の交付)

第 9 条 甲は、前条により採用を決定した丙と労働契約を締結するにあたっては、あらかじめ別紙様式により労働条件通知書を丙に交付するものとする。

(紹介手数料等)

第 10 条 乙から甲へ職業紹介業務が成立し、丙が甲に入社するに至った場合、乙は定め厚生労働大臣に届け出た手数料の範囲内で個別契約の定めによるところにより、甲に対し紹介手数料を請求し、甲は紹介手数料を、乙に支払うものとする。

(1) 紹介手数料 別途、有料職業紹介に関する覚書にて定めるものとする。

(2) 支払日 丙が甲に入社した日から 10 日以内

②前項の年間賃金は、月例賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。

(紹介手数料の支払い方法等)

第 11 条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(返戻金制度)

第12条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

2週間未満で退職した場合 90% に相当する額

1ヶ月未満で退職した場合 50% に相当する額

3ヶ月未満で退職した場合 30% に相当する額

6ヶ月未満で退職した場合 10% に相当する額

- ② 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。

(早期離職者に関する情報提供)

第13条 甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第32条の16第3項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6か月以内に離職した者の数（解雇による離職者を除く。）」を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。ただし前条に定める返戻金制度に基づき、乙が甲に返戻金を支払った場合はこのかぎりではない。

(個人情報保護及び秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び、乙が紹介した人材（採用に至らなかったものを含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

- ② 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙からの開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又はこの乙の求めに応じ破棄しなければならない。

(有効期間及び有効満了後の秘密保持等)

第15条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、有効期間満了の ヶ月前までに、甲・乙のいずれからの特段の申し入れがないときは、さらに1年間同一条件で更新するものとする。

- ② 第13条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。

(法令順守)

第 16 条 甲及び乙は、互いに職業安定法その他労働関係法令及び関係指針並びに、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除例を尊重し、適正に対応するものとする。甲及び乙の各従事者についても同様とする。

(信義則)

第 17 条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意を持って協議し、決定する。

この契約締結の証として本書正本 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙 グランソールジャパン株式会社
奈良県宇陀市菟田野松井 700 番 1
代表取締役 辻村 敦史